

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第664号 令和6年1月26日発行

目 次

【告示】

6 1 大規模小売店舗立地法の規定により意見を 企業支援課

聴取した件

6 2 同

6 3 同

64 大規模小売店舗立地法の規定により意見が 同

述べられた件

【海区漁業調整委員会指示】

番 号 表 担当課名

1 殻長10センチメートル以下のあわび(く ろあわびを除く。) の採捕を禁止する件

徳島県告示第六十一号

て次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。 の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下「 法 聴取した意見の概要につい という。)第八条第一項

令和六年一月二十六日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグストアモリ徳島住吉店

徳島市住吉五丁目七三番一ほか

法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和五年徳島県告示第三百八十六号 (大規模小売店舗立地法の規定による届出があっ

た件)

法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を確保し、 周辺交通の妨げにならないよう対策を講ずること。

駐車の用に供する部分については、 駐車場法 (昭和三十二年法律第百六号) 等の基

準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講ずること。

店舗利用者の通行は、 業務用車両専用出入口からではなく、 南側からとすること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の安全を確保し、 周辺市道に損傷が生じないよう対策を講ずること。

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗から発生する一般廃棄物は、 可燃ごみ又は資源ごみに分別し、 減量化を図ると

ともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、 リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、 徳島市の施策に

協力すること。

4 騒音の発生に係る事項

敷地内で発生する騒音の低減に努めるとともに、 周辺住民から苦情を受けた場合は

誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、 産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。

した廃棄物は、 関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、 著しく不調和となる意匠、 形態、 色

彩等は避けること。

I 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 の期間 令和六年一月二十六日から同年二月二十六日まで

徳島県告示第六十二号

て次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。 の規定により意見を聴取したので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 同条第三項の規定により、 以下「 法 聴取した意見の概要につい」という。) 第八条第一項

令和六年一月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー 応神店

徳島市応神町古川字日ノ上二番二

法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和五年徳島県告示第三百八十七号 (大規模小売店舗立地法の規定による届出があっ

た件)

法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車の用に供する部分については、 駐車場法 (昭和三十二年法律第百六号) 等の基

準によること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗から発生する一般廃棄物は、 可燃ごみ又は資源ごみに分別し、 減量化を図ると

ともに、 資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、 リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、 徳島市の施策に

協力すること。

4 騒音の発生に係る事項

敷地内で発生する騒音の低減に努めるとともに、 周辺住民から苦情を受けた場合は

誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

内から発生する廃棄物は、 産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。

分別 した廃棄物は、 関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、 著しく不調和となる意匠、 形態、 色

彩等は避けること。

四(意見の縦覧場所、期間及び時間

の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和六年一月二十六日から同年二月二十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第六十三号

て次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。 の規定により意見を聴取したので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 同条第三項の規定により、 以下「 法 聴取した意見の概要につい という。)第八条第一項

令和六年一月二十六日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

| 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハロー ズ鳴門店・ドラッグストアモリ鳴門店

鳴門市大津町吉永四三六番二ほか

法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和五年徳島県告示第三百九十一号 (大規模 小売店舗立地法の規定による届出があっ

た件)

法第八条第一項の規定により鳴門市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

る程度の騒音であった場合も、 年徳島県条例第二十四号)等の法令及び条例規則を遵守するとともに、 れに適切に対応すること。 騒音規制法 (昭和四十三年法律第九十八号)、 周辺住民等から苦情があった場合は、 徳島県生活環境保全条例 (平成十七 誠意を持ってこ 基準値を下回

特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

2 廃棄物に関する事項等

事業活動に伴って排出される廃棄物については、 ること。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)を遵守し、 事業者の責任において適切に処理す

分別の徹底により廃棄物を低減させ、 再資源化を図ること。

3 街並みづくり等への配慮等

化計画における都市機能誘導区域外であり、 つとする場合は、 当該地は、 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) に規定する立地適正 着手する三十日前までに鳴門市への届出が必要となる。 誘導施設 (商業施設) の建築行為を行お

四(意見の縦覧場所、期間及び時間

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課
- 2 縦覧の期間 令和六年一月二十六日から同年二月二十六日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第六十四号

次のとおり公告し、 の規定により意見が述べられたので、同条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 当該意見を縦覧に供する。 以下「法」 当該意見の概要について という。) 第八条第二項

令和六年一月二十六日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストアモリ徳島住吉店

徳島市住吉五丁目七三番一ほか

法第八条第二項の意見の対象となった届出に係る告示

令和五年徳島県告示第三百八十六号 (大規模小売店舗立地法の規定による届出があっ

た件)

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 歩行者の通行の利便の確保等

ていただきたい。 生活道路である徳島市道住吉五丁目中線、 六号線等に自動車が流入しないようにし

2 廃棄物に係る事項等

店舗に隣接する墓地に廃棄物等が飛散しないようにしていただきたい。

3 街並みづくり等への配慮等

店舗に隣接する墓地に雨水が流入しない対策を取っていただきたい。

四(意見の縦覧場所、期間及び時間

縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和六年一月二十六日から同年二月二十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島海区漁業調整委員会指示第一号

おり殻長十センチメートル以下のあわび(くろあわびを除く。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定に基づき、次のと)の採捕を禁止する。

令和六年一月二十六日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

| 禁止区域

徳島海区(公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面)

二禁止期間

令和六年二月一日から同年九月三十日まで

三 適用除外

この指示は、次に掲げる場合は、適用しない。

- 第一種共同漁業権又はこれに係る組合員行使権に基づき種苗として採捕する場合
- 2 かじめ徳島海区漁業調整委員会の承認を得た場合 試験研究、 教育実習のため知事の許可を受けたものが採捕する場合であって、 あら

四 有効期間

この指示の有効期間は、 令和六年一月二十六日から同年九月三十日までとする。